

### 抵当権消滅請求 H21-06-1 《#379》

【問】 正誤をつけよ。

民法第 379 条は、「**抵当不動産の第三取得者は、第 383 条の定めるところにより、抵当権消滅請求をすることができる。**」と定めている。抵当権の被担保債権につき**保証人**となっている者は、**抵当不動産を買い受けて第三取得者になれば、抵当権消滅請求をすることができる。**



【答え】 誤り

#### 《ポイント》 抵当権消滅請求

**抵当不動産の第三取得者は、第 383 条の定めるところにより、抵当権消滅請求をすることができる。**（民法 379 条）

**主たる債務者、保証人及びこれらの者の承継人は、抵当権消滅請求をすることができない。**

（民法 380 条）

